



総行合第31号  
平成18年6月29日

各都道府県知事殿  
(市町村合併担当課扱い)

総務省大臣官房総括審議官



### 市町村合併時における公文書等の適切な保存に係る一層の推進について

市町村合併に伴い、歴史資料として重要な市町村の公文書等が適切に引き継がれず、その多くが散逸したり、安易に廃棄されることが各方面において懸念されております。合併市町村においては、合併後の市町村運営に積極的に取り組まれるこの時期をとらえて、改めて公文書等の保存状況を把握し、適切な保存に一層取り組む必要があります。

総務省においては、これまでも、公文書等の重要性を踏まえ、その適切な保存をお願いしてきたところですが、公文書等の適切な保存の一層の推進について、貴都道府県内の市町村に対し改めて助言されるようお願いいたします。

なお、別添のとおり、独立行政法人国立公文書館次長から再度要請がありましたので、この要請の内容についても、貴都道府県内の市町村に対し周知されるようお願いいたします。

また、公文書館法（昭和62年法律第115号）第3条において、地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有することとされていることを申し添えます。